

「114バンキングアプリ基本利用規定」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、2026年5月21日より「114バンキングアプリ基本利用規定」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

● 「新」欄：追加・修正箇所を赤字で表示（項番変更等軽微な修正は除く）

旧	新
<p>第20条 公共料金預金口座振替の申込</p> <p>1. 内容 お客さまは本アプリにより、セットアップ口座を自動引落口座とした公共料金の支払に関する預金口座振替契約の申込をすることができます。ただし、申込可能な収納企業は当行所定の収納企業に限ります。</p> <p>2. 口座振替規定 前項による預金口座振替については、当行所定の「口座振替規定」を適用します。</p> <p>3. 収納企業への届出 本アプリによる預金口座振替契約の届出は、原則として当行がお客さまに代わり届出ます。</p> <p>4. 口座振替の開始時期 預金口座振替の開始時期は、前項の届出に基づく各収納企業任意の時期になります。預金口座振替の開始時期について当行は責任を負いません。</p> <p>5. 免責 入力した収納機関名や収納先情報等に誤りがあった場合は、当行はお申出を受付することが出来ません。また、本件の取扱に関して紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。</p>	<p>（「第20条 公共料金預金口座振替の申込」を削除）</p>

口座振替規定

1. 私が支払うべき諸料金の請求書が貴行に送付されたときは請求書に記載されている金額を普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出などいたしませんので、貴行所定の方法で引き落しのうえお支払いください。
2. 指定預金口座の残高が振替日において、請求書の高額に満たないときは私に通知することなく請求書を返却されても異議はありません。
3. この預金口座振替契約は貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
4. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り銀行は、この契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
5. 対象料金徴収者の都合で需要家番号が変更になった場合は、変更後の需要家番号で引続き取り扱ってください。
6. この取り扱いについてかりに紛議が生じても、貴行には迷惑をかけません。

以 上

(「口座振替規定」を削除)